

町営住宅入居申込要領

町営住宅に入居する場合は次の条件を備えている必要があります。

【入居資格】

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ② 家賃及び敷金を支払う能力を有する者であること。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ④ 本人又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- ⑤ 公営住宅法上の収入が下記のとおりであること。
 - ・一般世帯の場合 月額 158,000 円以下
 - ・裁量世帯(高齢者や障害者、小学校就学前の児童がいる世帯)の場合
月額 214,000 円以下

※ 太良町以外の住所の方も入居できますが、連帯保証人については町内在住の方に限ります。

*¹ 政令月収とは：入居の基準となる月収

- ・収入のある方全員の合計所得から所得税法に準じた方法により扶養等を控除した額を12で除した額のこと。

【添付書類】

申し込みの際には次の書類の添付が必要です。

1. 入居希望者で収入のある方全員の最新の所得を証明できるもの
(市町村の発行する所得証明書等)
2. 住民票謄本(世帯全員記載のもの)
3. 確約書
 - ※入居決定の場合、連帯保証人の所得証明書及び印鑑証明書の提出が必要
4. 婚約者等は、仲人の証明書又は双方の親の承諾書
5. その他、上記書類が提出された場合でも入居資格の判定が困難な場合は、追加書類をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：太良町役場建設課

TEL：0954-67-0313

入居資格の収入計算方法

$$\text{政令月収} = (\text{年間合計所得金額} - \text{所得控除額の合計}) \div 12$$

所得控除額の種類及び金額（所得税法に準じる）

・扶養親族等控除（本人以外の同居者又は扶養親族）	38万円
・特定扶養親族控除（扶養親族のうち16歳以上23歳未満）	25万円
・身体障害者控除	27万円
・特別身体障害者控除	40万円
・老人扶養親族控除（70歳以上）	10万円
・老人控除対象配偶者（70歳以上）	10万円
・寡婦（夫）控除	27万円

※本人の所得金額が27万円未満の場合はその所得金額

（例1）

本人（所得 2,000,000 円）、配偶者（所得 500,000 円）、扶養している子が2人の4人家族の場合

$$\{ (2,000,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円}) - (380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) \} \div 12 = 113,333 \text{ 円}$$

（例2）

本人（所得 2,000,000 円）、配偶者（所得 500,000 円）、扶養している子が2人（内1人が16歳以上23歳未満の子）の4人家族の場合

$$\{ (2,000,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円}) - (380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - 250,000 \text{ 円} \} \div 12 = 92,500 \text{ 円}$$